

令和8年3月2日
令和7年度第2回八雲町地域自立支援協議会

八雲町における医療的ケア児等支援

八雲町保健福祉課 兼 子ども発達支援センター
保健師（医療的ケア児等コーディネーター）
梅坪 光

1

医療的ケア児等支援法

（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案の全体像

2021年（令和3年）9月18日施行

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている

⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケアでない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→看護師等の配置

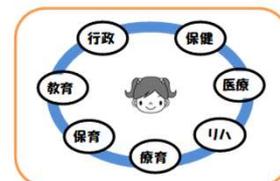
医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討



2

医療的ケア児について

- 医療的ケア児とは、新生児集中治療室（NICU：Neonatal Intensive Care Unit）等を退院した後も、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケア*が日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は、2万人を超えている（推計）。

*「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽頭エアウェイの管理、
ネブライザーの管理、
酸素療法、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」
及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計によりこども家庭庁支援用障害児支援課で作成



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

- 第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。
- 2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であつて高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

こども家庭庁HPより



3

八雲町の医療的ケア児等について

医療的ケア児 : 3名

氏名	学年	必要な医療的ケア等
①	中2	経鼻経管栄養・気管カニューレ管理（挿入時）
②	中1	導尿（一日2回くらい）
③	小5	導尿（定時 5～6回/日）、てんかん

医療的ケア児等 : 4名

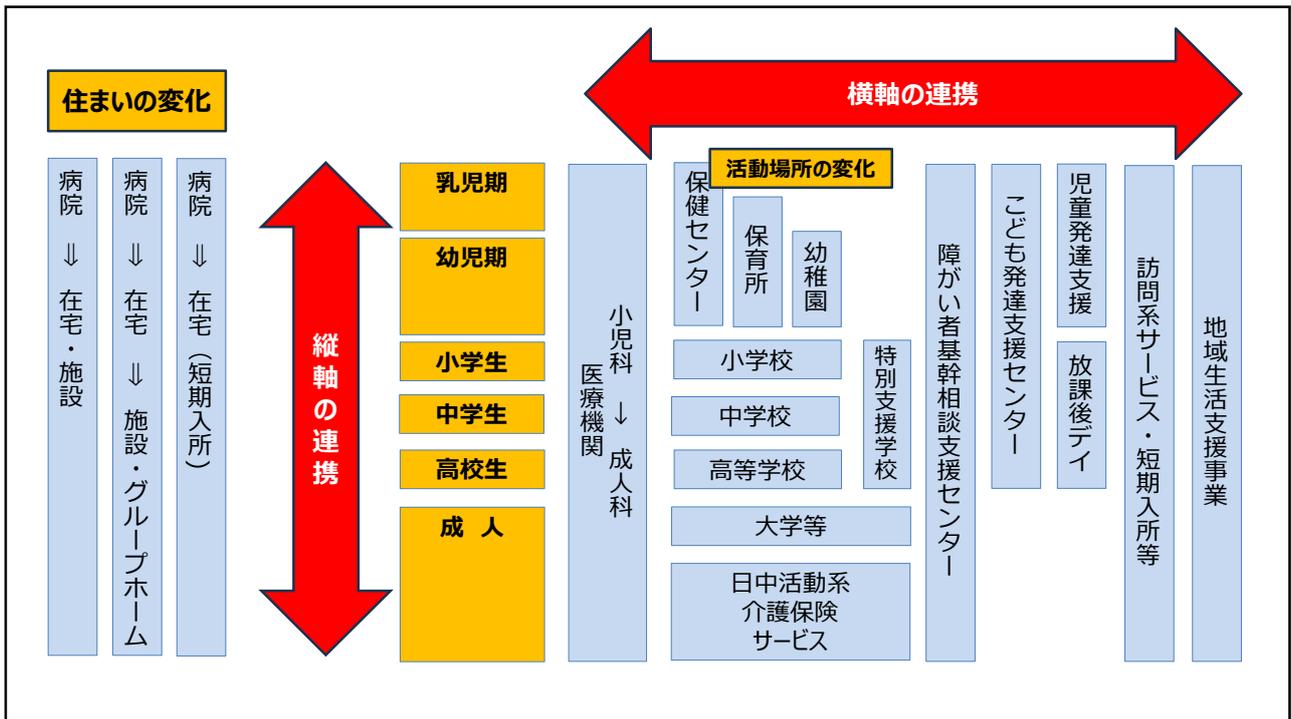
● 医療的ケア児等とは

医療的ケア児だけでなく、その家族も支援の対象。また、医療的ケアが必要な乳幼児・児童・生徒（医療的ケア児）だけでなく、成人期を見据えた支援も含まれることから「等」が使われている。（法律のとらえ）

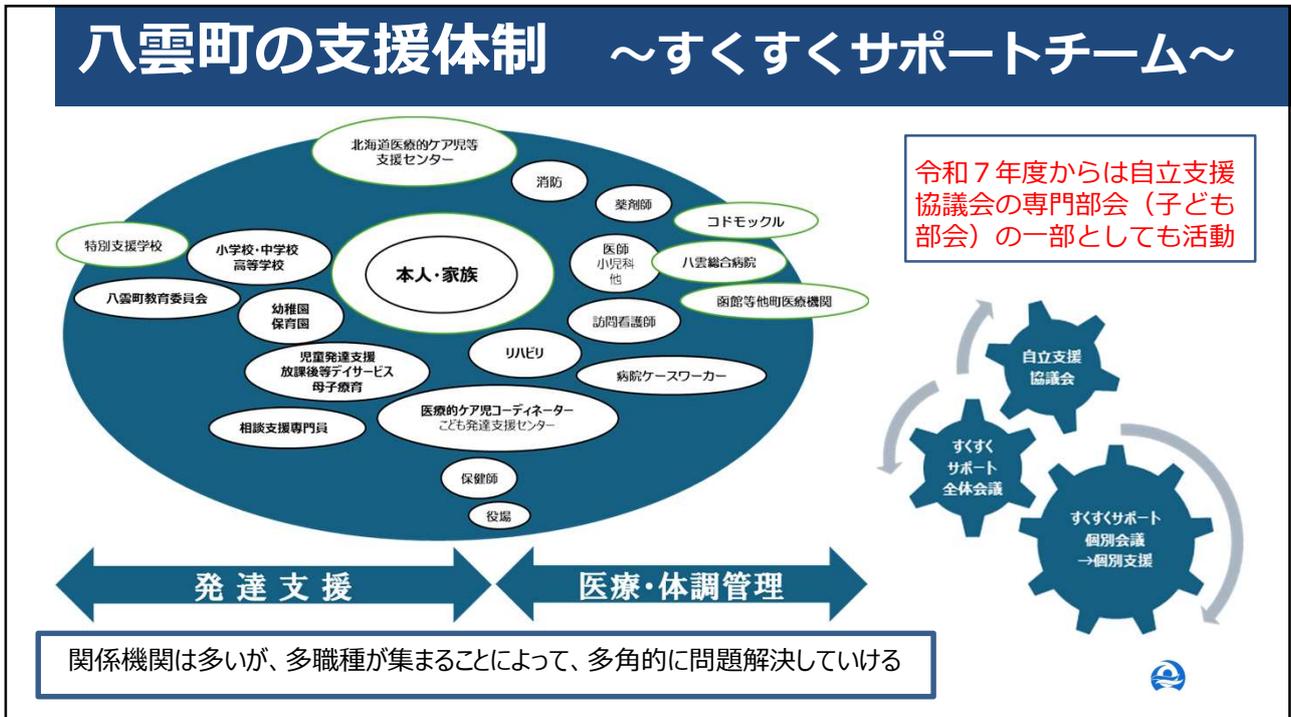
八雲町では、医療的ケアがない重症心身障がい児等、医療面も含めた体制整備が必要な場合、医療的ケア児等に含めて解釈し、支援している



4



5



6

事例紹介

Mさん、女兒

- 町内総合病院にて出生。病気のため、道立小児病院へ緊急搬送、各種手術を実施
- 4年3ヶ月間の入院生活を経て、在宅

【医療的ケア】

- 気管軟化症のため、のどに呼吸のためのチューブが入っており、吸引が必要（気管カニューレ内吸引）
- 食べることができないため、鼻のチューブから栄養補給している（経鼻経管栄養）
- 夜は人工呼吸器を使用している（夜間呼吸管理）

今は中学生。成長に伴い、現在の医療的ケアは経鼻経管栄養のみ



7

事故抜管時の体制づくり（保育園）

- 主治医から看護師への実践研修

- 事故抜管時の対応についての勉強会

（小児等在宅医療連携拠点事業：YeLL）



- 基本的知識の習得
- イメージの共有
- 不安の軽減



8

段階的な体制づくり（保育園）

ステップ1：看護師による訪問

- ・ 児と看護師との信頼関係の構築

ステップ2：母同伴での短時間保育

- ・ 環境の確認
- ・ 集団生活によるリスクの検討
- ・ 医療的ケアの実施方法の確認
- ・ **連携体制の整備（支援・緊急）**

ステップ3：母不在での短時間保育

約8カ月を要す



9

小学校での行事

- ・ 入学式
- ・ 遠足
- ・ 運動会
- ・ 学習発表会：
- ・ 町外学習（4年）
- ・ 宿泊研修（5年）：函館市、夜は自宅
- ・ 修学旅行（6年）：青森県、みんなと同じスケジュール
- ・ 卒業式

**ベースは
日々の活動**



10

修学旅行に向けての課題抽出

青森県への修学旅行

- 普段学校では看護師が常駐しているが、気管カニューレを挿入していないのに看護師が付き添いする必要があるか？
- 旅行中具合が悪くなった時（痰量増加・血糖値）にどの病院を受診する？
- 受診時本人の情報をどうやって情報提供する？
- 経管栄養チューブの事故抜管時の対応は？
- 気管カニューレ再挿入の必要な時の対応は？



11

コーディネーターとして

- **どうなりたいか**を明確にする
 - 直接支援する人が**安心して支援できる**ことを大事にする
 - 学校の支援体制を整える時には**学校まかせにならない**ように教育委員会にも参加してもらう
- **リスクを明確にし、対応方法をきちんと共有**する



すくすくサポート会議の開催

+α 医療的ケア児等支援センター



12

検討したこと

☆看護師同伴☆

1 スケジュールと持ち物確認

- ・カニューレは抜けたまま行くので吸引器も持参しない

2 低血糖予防と水分補給について

- ・昼食時間が遅いため、水分はポカリへ（低血糖予防）

3 緊急時について

- ・経鼻胃管の再挿入は学校看護師が実施（臨時指示書）
- ・気管カニューレ再挿入は医療機関で実施
- ・受診する医療機関について決定
（診療情報提供書・基本情報・スケジュール）

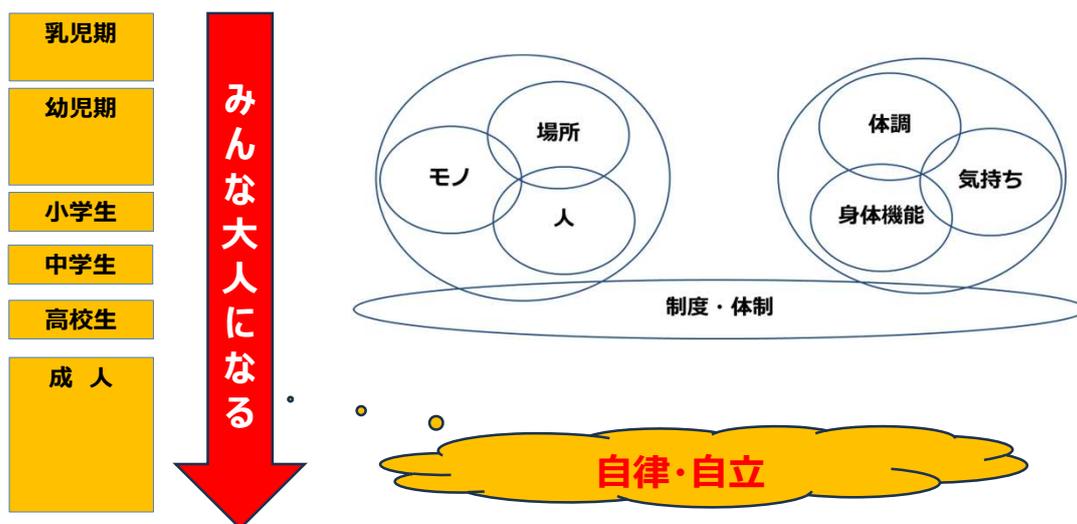
4 その他（中学校へ向けて）

- ・経鼻経管栄養の自立に向けて



13

おわりに



八雲町

14